

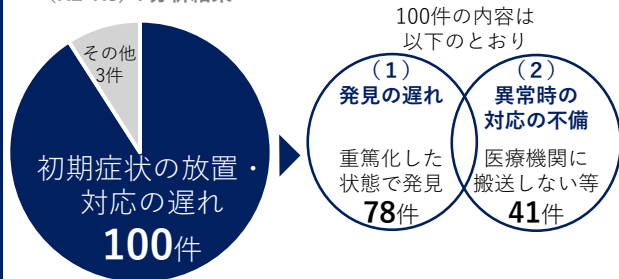
「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について

? なぜ熱中症対策の強化が必要なのか

- ・全国における死亡災害が3年連続30件台で推移し、多発している状況
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍という推計も
- ・死亡者の7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念

熱中症死亡災害
(R2-R5)の分析結果



ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

! 早急に求められる対策

・職場における 熱中症予防基本対策要綱



要綱の詳細
はコチラ

1 暑さ指数の活用

それでも
WBGT基準値
を超える場合

- ①暑さ指数計や熱中症予情報サイト等で暑さ指数を把握
- ②要綱の表1-1のWBGT基準値と把握された暑さ指数を比べ、暑さ指数がWBGT基準値を超える場合には作業場所の暑さ指数を下げる、身体作業強度の低い作業に変更する

2 熱中症予防対策

- ①作業環境管理
- ②作業管理
- ③健康管理
- ④安全衛生教育
- ⑤応急処置

などの熱中症予防対策を行う

・STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施要綱（詳細は前頁に記載）

で実施を求めている事項のほか、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない) ための
適切な対策の実施が必要**



今回の労働安全衛生規則の改正について（令和7年6月1日施行）

熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の措置が事業者には義務付けられます。

1 体制整備・周知

- ①熱中症の自覚症状がある作業員
- ②熱中症のおそれがある作業員を見つけた者

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を予め定め、関係作業員に周知すること

※報告を受けるだけでなく、作業巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などによって積極的に熱中症の症状のある作業員を把握するよう努めてください。

2 手順作成・周知

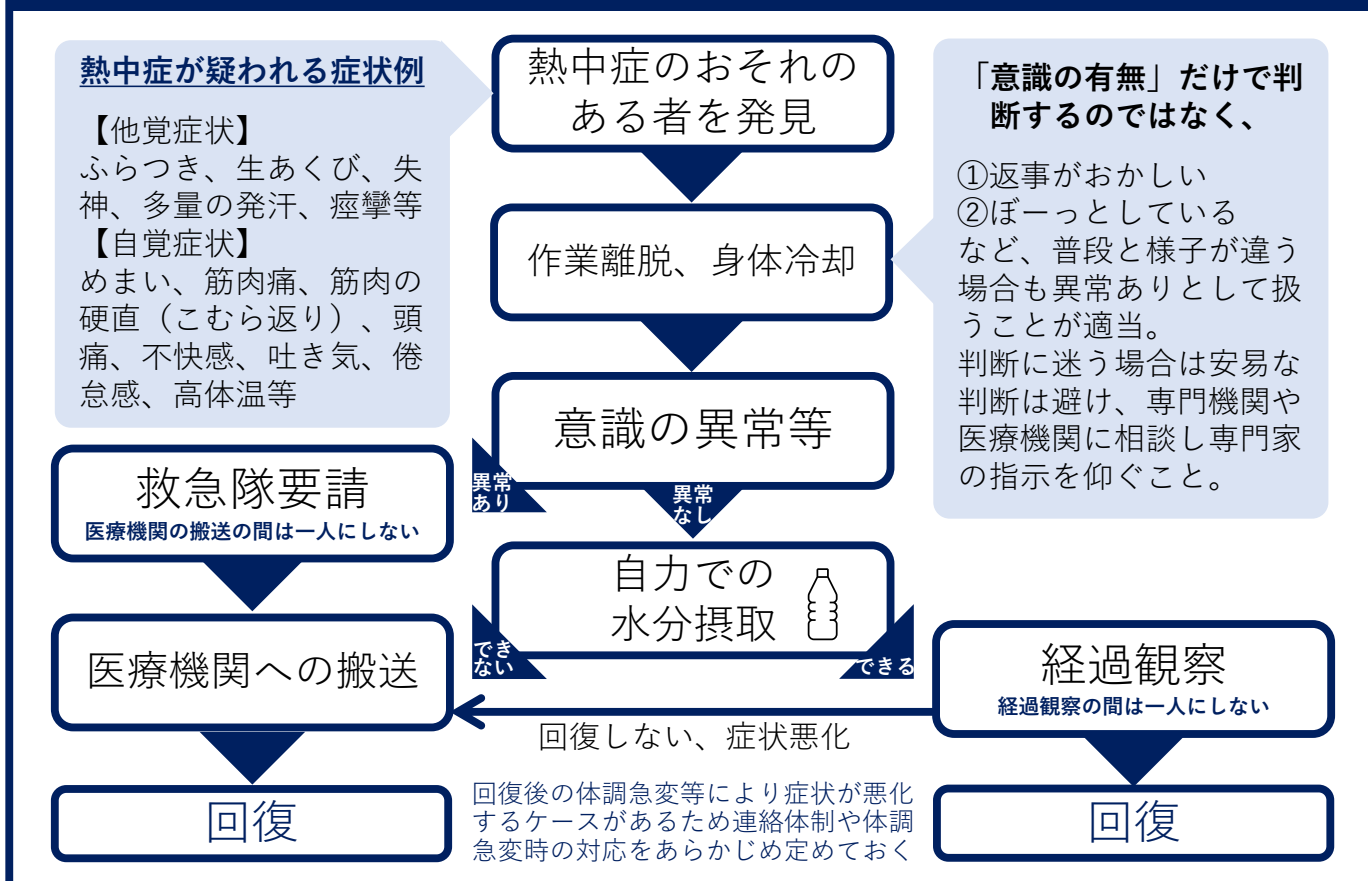
熱中症のおそれのある労働者を把握した場合に

- ①緊急連絡網、緊急搬送先
- ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の重症化を防止するための措置の実施手順

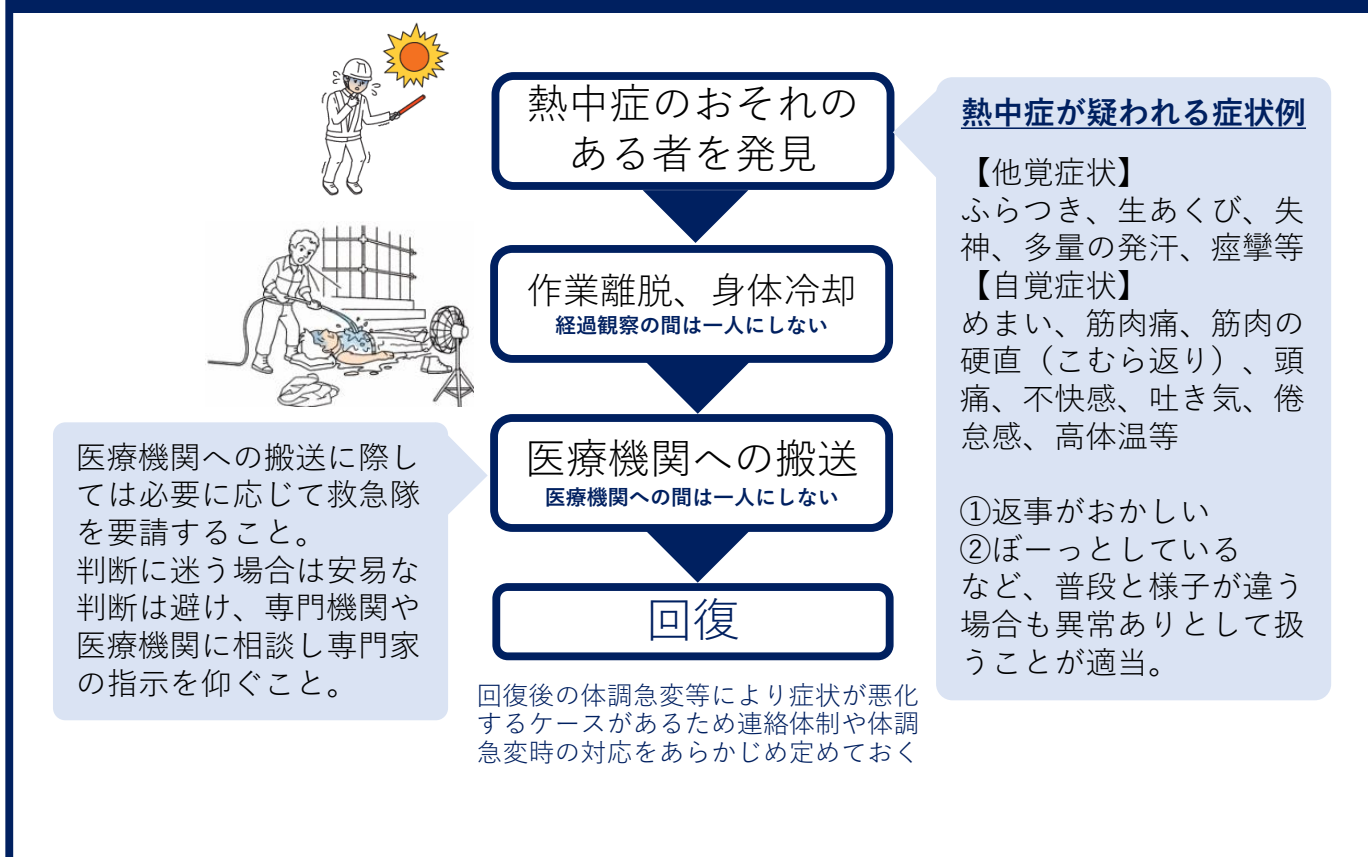
を予め作成し、関係作業員へ周知すること（次頁に参考フロー掲示）

対象となるのは、「①WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で
②連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図①）



熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図②）



※フロー図①、②ともに参考例であり、現場の実情に合ったものを定めることとしてください。